

自動車保険約款における他車運転 危険担保特約の問題点 (1)

——東京高裁平成11年3月25日判決を機縁として——

福 島 雄 一

第1章 はじめに

自動車保険の特徴は、被保険者に自動車事故に関係する多様な保険サービスを提供するところにある。典型的には、例えばSAP、PAP、BAPという形で保険者から提供されている保険商品は、対人、対物、傷害、搭乗者傷害や各種の特約等の様々な保障の複合体として企画されている。

そのような自動車保険により提供される様々なサービスの中で、独自の特徴を有するものに他車運転危険担保特約がある。その最大の特徴は、自動車保険では、被保険自動車が特定されるということが原則とされているにもかかわらず（属車性）、この特約のもとでは、被保険者を特定して（属人性）、被保険自動車については不特定化し、その範囲を拡大するというところにある。

このような特約がなされる理由は、他車運転危険担保特約の趣旨による。それは、エピソードとしてあげれば、本特約の想定するケースが、例えば、被保険自動車が故障している場合、家族が被保険自動車を使用している場合、あるいは旅先で被保険自動車以外のレンタカーを利用している場合等に、一時的に他人の自動車を借用して運転することが日常あり得るのであり、そのような場合に借用した他の自動車に任意保険が付保されていないときには、一時的に無保険状態が生じることもありうる。そのような場合にも本特約が他の自動車を

被保険自動車とみなすことにより、本来の被保険自動車についての保険給付を他車運転の場合にも認め、よって被保険者たる被害者の救済を図ることが目的とされる。

本来このような場合には、他車を借用・運転する場合に備えて、ドライバー保険（自動車運転者損害賠償責任保険）を締結するとか、借用自動車のために独自に任意保険を締結する必要があるが、既に自らの被保険自動車のために任意保険を締結しているのに加えて、まったく臨時に一時的に使用するにすぎない他の車両のために、このような措置がなされることを一般的に期待することは全く現実的ではないからである（註1）。

このような他車運転危険担保特約は、自動車保険の本則である被保険自動車の特定という立場をとらないために、本来、保険者は、被保険自動車である一台の自動車の危険を担保しているはずであり、その被保険自動車のみ危険に基づいて算出された対価としての保険料を収受しているに過ぎないはずなのに、結果的に、一つの保険契約で、つまり一台分の保険料で、複数の自動車の危険を担保するという状態を招きかねない。そのために、約款は、その趣旨にかなった範囲で被保険者に保険保護を提供するために、免責条項等の様々な制限を規定することにより、保険者の責任が無限定に拡散することを防ごうとする（註2）。従って、契約当事者にとって、この他車運転危険担保特約の免責条項の意味を確定することは非常に重要である。

そして、本稿で取り上げる判決はまさにこの免責条項に関するものである。以下では、他車運転危険担保特約の免責条項の「正当な権利を有する者の承諾」の意義に関して、最も新しい東京高裁平成11年3月25日判決の検討を行うとともに、この問題に関係する若干の議論を紹介することを目的とする。

（第1章の註記）

（註1） 加瀬幸喜「他車運転危険特約」『自動車保険の法律問題』（1993年5月20日初版第2刷、金融・商事判例別冊No.3、経済法令研究会）152頁の指摘。

自動車保険約款における他車運転危険担保特約の問題点 (1) (福島 雄一)

(註2) 前掲、加瀬幸喜「他車運転危険特約」153頁、西島梅治「他車運転条項」(石田満他編『保険法学の諸問題』田辺康平先生還暦記念(1980年、文眞堂))180-181頁も同趣旨。

第2章 他車運転危険担保特約の沿革と趣旨

昭和30年代のモータリゼーションの発展とそれに伴う交通事故の激増、昭和40年代におけるさらなる自動車の普及と交通戦争といわれるような社会状況を背景に、昭和43年に他車運転担保と運転者賠償保険(いわゆるドライバー保険)が約款上規定された(註1)(註2)。ただし、当初、この特約は、拡張担保として、一割の割増保険料でもって引き受けられていたが(註3)、昭和47年に割増保険料なしに自動付帯化された(註4)。

このような他車運転危険担保特約の登場は、同時期に発売されたドライバー保険の導入と直接の関係があるとする指摘がある。それは、「ドライバー保険の発売により、いわゆるペーパードライバーも自動車保険を利用することができるようになったので、保険会社は、これとのバランスを配慮し、この特約を創設することにより、任意保険の加入者に対してもドライバー保険と同様な保険保護を提供しようと考えた。」という(註5)(註6)。

また、このような他車運転危険担保特約のわが国への導入に際しては、アメリカのFAPが参考とされており、そのような沿革から、本約款の解釈に当たってはアメリカの約款解釈が参考になるといわれている(註7)。

さて、他車運転危険担保特約は、数度の改訂を経ながら(註8)、以下のよう
な規定になっている。

この特約が適用され、被保険自動車以外の他車の運転による事故についても
保険者有責とするためには、以下の要件が求められる。

(1) 被保険自動車が、以下の五種類の自家用の車、つまり、自家用普通乗用
車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車又は自家用軽

四輪貨物車であり、かつ、その車両の所有者及び記名被保険者が個人であることが適用の条件とされている（他車運転危険担保特約第1条①）。これは、この特約が適用される場合を、家族による車の利用に関するものに制限することがその背景にあり、「本特約は自家用乗用車のファミリーユース契約者に対するサービスを意図しているため」（註9）（註10）である。

この場合の所有者は、被保険自動車をも所有する者以外に、所有権留保条項付売買契約による被保険自動車の買主、貸借契約により1年以上の期間被保険自動車を借りている借主をも含むとされる（他車運転危険担保特約第1条②）。

そして、その用途および車種が上記の自家用の五車種にあたり、記名被保険者、その配偶者又は記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車以外の自動車、そして、これらの者が常時使用する自動車以外の自動車を他の自動車として定義し（他車運転危険担保特約第2条）、記名被保険者、その配偶者又は記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が、このような他の自動車を自ら運転者として運転した場合にも（駐車または停車中を除く）、他の自動車を被保険自動車とみなすことで、被保険自動車を付保している保険契約の普通保険約款賠償責任条項、自損事故条項により、損害を填補することを可能とするものである（他車運転危険担保特約第3条1項、4条1項）。つまり、これにより、他の自動車の事故の場合でも、対人賠償、対物賠償、自損事故傷害について、PAPの場合には、さらにこれらに加えて、無保険車傷害について、保険保護が提供されることとなる（註11）（註12）。

この他車運転危険担保特約の特徴をあげるならば、それは、特約が適用される場合を合理的に制限しようとする点にある。つまり、本特約には一台分の保険料で複数の自動車の危険を引き受けることとなるリスクが内在しているために、保険者の責任が無原則に拡大するのを防止する必要がある、そのため、一定の合理的制限をもって約款を組み立てる必要がある。

約款の規定では、他の自動車を一定の場合に、被保険自動車とみなすという論理構成になっているが、逆のいい方をすれば、被保険自動車とみなせる範囲

自動車保険約款における他車運転危険担保特約の問題点(1)(福島 雄一)

に、他の自動車の範囲を制限しなければならない。それは、他の自動車のリスクが、被保険自動車のリスクに包摂されなければならないともいい換えられる(註13)。

本特約における制限的な約款の構成は、例えば以下のような規定の中にみることができる。

まず、約款上、被保険者が限定されている。例えば、他車運転危険担保特約3条①但書は、賠償責任について、「ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者、その配偶者および記名被保険者またはその配偶者の同居の親族にかぎります。」という。一般の自動車保険では、被保険自動車は特定されており、その特定の一台の危険を測定し、それに基づき、その特定された一台の自動車を基準に保険料等の保険契約の内容を決定するのであり、特定の自動車一台に一つの保険契約が締結され、その一方で、実際は被保険者は、許諾被保険者の理論によって拡張されている(註14)(註15)。それに対して、被保険者が特定されているのが、本特約の特徴であり、その一方で、被保険自動車は特定されず、他の自動車にも保険保護が及ぶようにデザインされている(註16)。

また、保険金の給付額の決定も限定的である。それは、記名被保険者等が自ら運転者として運転中の他の自動車に対人事故が生じたとき、自賠責保険または自賠責共済によって支払われる金額がある場合は、損害額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するその超過額についてだけ、本特約の保険金の支払がなされる。また、同様に、他の自動車に保険契約または共済契約が付されている場合にも、損害額がその保険契約等によって支払われる保険金または共済金の合計額を超過するその超過額についてだけ、本特約の保険金が支払われるのである(他車運転危険担保特約第3条2、3項)。

このように保険金支払の制限がなされるのは、「他車を運転する場合、その車に対人あるいは対物賠償保険がついていれば、通常、本人は他車の保険の許諾被保険者にもなっているので、事故を起した場合はまず他車の保険を優先して適用し、それでも負担しきれない超過損害について自車の保険を適用す

る」(註17)(註18) という理由があげられている。つまり本特約は、他の自動車
を付保する自賠責保険、保険契約または共済保険の上積み保険として設計され
ていた(註19)。

そして、保険者の責任を限定するという意味で最も重要な制限は、免責条項
である。その保険者の免責に関しては、普通保険約款賠償責任条項、自損事故
条項、一般条項における以外に、他車運転危険担保特約に特有な免責条項が設
けられている。

それは、例えば、「(1) 被保険者の使用者の業務(家事を除きます。)のため
に、その使用者の所有する自動車を運転しているとき。(2) 被保険者が役員
(理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)となっ
ている法人の所有する自動車を運転しているとき。(3) 自動車の修理、保管、
給油、洗車、売買、陸送、賃貸等自動車を取り扱う業務として受託した他の自
動車を運転しているとき。(4) 被保険者が、他の自動車の使用について、正当
な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。(5) 被
保険者が競技、曲技(競技または曲技のための練習を含みます。)、もしくは試
験のために他の自動車を運転しているとき、または、競技、曲技もしくは試験
を行うことを目的とする場所において他の自動車を運転している(救急、消防、
事故処理、補修、清掃等のために他の自動車を運転している場合を除きます。)
とき」(他車運転危険担保特約第5条)(註20)等である。

本稿で取り上げる判決で問題になるのは、(4)の正当な権利を有する者の承諾
に関する免責条項である。

以上述べた特約の内容は、本稿で検討する東京高裁平成11年3月25日判決で
問題とされた当時の代表的な約款の内容であるが、その判決後平成11年7月以
降に約款の改定が行われ、他車運転危険担保条項も変更され、現在では新しい
約款が使用されている。

例えば安田火災海上の約款16条は以下のように規定する。
第16条(他車運転危険担保に関する特則・・・その1)

自動車保険約款における他車運転危険担保特約の問題点 (1) (福島 雄一)

① 第1条(当会社の支払責任—対人賠償)および第2条(当会社の支払責任—対物賠償)の規定にかかわらず、当会社は、次の各号の条件をすべて満たす場合には、記名被保険者、その配偶者、記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族または記名被保険者もしくはその配偶者の別居の未婚の子が、自ら運転者として運転中(駐車または停車中を除きます。以下同様とします。)の他の自動車(以下「他の自動車」といいます。)を被保険自動車とみなして、この賠償責任条項および一般条項(被保険自動車について適用される他の特約を含みます。)に従い、保険金を支払います。ただし、この場合における被保険者は、第3条(被保険者——対人・対物賠償共通)の規定にかかわらず、記名被保険者、その配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子にかぎります。

(1) 被保険自動車の所有者および記名被保険者が個人であること

(2) 他の自動車の用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量2トン以下)または特殊用途自動車(ただし、自動車検査証に記載の用途が特殊用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である場合にかぎります。)であること

(3) 他の自動車(記名被保険者、その配偶者、記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族または記名被保険者もしくはその配偶者の別居の未婚の子が所有する自動車(所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。以下同様とします。)以外の自動車であって、かつ、記名被保険者、その配偶者、記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族または記名被保険者もしくはその配偶者の別居の未婚の子が主として使用する自動車以外の自動車であること

② 前項の規定の適用にあたっては、第1条第2項の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条第1項の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によ

って支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

③ 第1項の規定の適用にあたっては、第9条（保険金を支払わない場合——その1 対人・対物賠償共通）、第10条（保険金を支払わない場合——その2 対人賠償）および第11条（保険金を支払わない場合——その3 対物賠償）の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車を運転しているとき

(2) 被保険者が役員（理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）となっている法人の所有する自動車を運転しているとき

(3) 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき

(4) 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき

(5) 被保険者が競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために他の自動車を運転しているとき、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において他の自動車を運転している（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために他の自動車を運転している場合を除きます。）とき

④ 省略

新約款の変更点は、概略以下のようによい。

まず、条項の位置が変わった。旧約款では他車運転危険担保特約という形で別に規定するのを改め、特則という形で、賠償責任条項の中に規定した点。そして、他車運転危険担保特約よりも、被保険者の範囲が広げられて、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族の他に、記名被保険者または配偶者の別居の未婚の子が加えられた点。また、他の自動

自動車保険約款における他車運転危険担保特約の問題点(1)(福島 雄一)

車の用途および車種に、これまでの5車種に加えて新たに、自家用普通貨物車、特殊用途自動車が増えられた点。さらに、他車条項の上積み填補性が廃止された点。この最後の点は重要であって、2項の規定に係る。前述のように、従来の約款では、他の自動車の自賠責保険による支払額の超過分の損害額、また同様に、他の自動車に付された保険契約または共済契約による支払額の超過分の損害額についてだけ、特約の保険金が支払われるとされていたのが、新約款では、前者の自賠責保険に関する記述は残っているが、後者の他の自動車に付せられた保険契約、共済契約の記述は削除されており、他車条項の上積み填補が廃止されたと考えられる。従って、他車条項が優先的に適用され、それによって被保険者に保険金の支払いがなされることが考えられる(註21)。なお、本稿で問題としている本特則の保険者の免責条項には変更はなかった。

新約款は、他の自動車を被保険自動車とみなして、保険保護を拡張するという他車約款の基本的な構造には変更を加えずに、被保険者の範囲を広げ、自動車の用途・車種を増やすことなどで、本特則が適用される場合を増やし、契約者・被保険者に有利な改定を行ったといえる。その中でも、上積み填補という性質を捨てた約款改定は、保険契約者・被保険者の便宜だけでなく、本特則の性質の理解においても大きな意味があるといえる。少なくとも、新たな改定によって、本特則の実務上・理論上の存在意義が増したことは確かである(註22)(註23)。

ここまで他車運転危険担保特約を概観してきたが、本特約の趣旨とはどのようなものであろうか。

この他車運転危険担保特約で想定されている典型的なケースは、「自分の車が故障したため修理工場に入れている間友人に借りるとか、あるいはゴルフへ行くので友人の車に乗って交互に運転をしていくとか、あるいは地方に旅行してレンタカーを借りるとか」(註24)というような場合である。つまり、何らかの理由で被保険自動車を利用できない場合に、臨時に、あるいは一時的に他の自動車を運転した場合に交通事故に遭遇したというケースにも保険保護を与え

ようということである。

社会状況としても、昭和30、40年代に急速にモータリゼーションが進行し、自動車免許取得者が増加する中で、「友人の車やレンタカー等他車を運転する機会は増加しつつあり、このような場合の危険を担保して欲しいという需要も根強くあったので」あり、また「たまたま運転した他車が無保険であっても、事故を起した場合の被害者救済に欠けることがないように」（註25）というような意味合いのものであった。つまり、当時の必ずしも自動車保険の普及率が高くないという事情のもとで、本約款の機能が大いに期待された。

以上をふまえ、他車運転危険担保特約の趣旨を考えれば、記名被保険者等が、「被保険自動車以外の自動車を臨時に運転するときにも、対人・対物賠償保険、自損事故保険（およびPAPの特約については無保険車傷害保険）を拡張して適用し、これによりこれらの者の利便をはかるとともに自動車事故被害者の救済をはかることをその目的とする。」（註26）ということになる。

そして、この特約の保障は、他の自動車の使用が被保険自動車の使用と同視できる場合に限りなされるのである（註27）。この他の自動車の使用が被保険自動車の使用と同一視できるということの意味は、本特約が、保険契約の基本原理に反さないために必要であると説明される。つまり、「保険契約者が告知していない他人の自動車を運転することによる危険について、割増保険料なしに担保する他車運転特約は、保険契約の基本原理に抵触するおそれがあるからである。すなわち、保険契約は、保険契約者が告知し保険者が測定した保険の目的物の危険について、保険契約者がこれに見合う保険料を支払うことにより、保険保護の提供を受けることを原理とする契約であるが、他車運転特約は、右のように担保範囲を限定しない場合には、保険契約の原理に抵触することになる。」（註28）からというのである。

本章の最後に、本特約の問題をまとめると、本特約の意味が明確になる。

一つに、本特約の前身である、非所有自動車損害賠償危険担保特約は一定の保険料を得て付加されていたが、現在の他車運転危険担保特約は、特別の付加

自動車保険約款における他車運転危険担保特約の問題点 (1) (福島 雄一)

保険料なしに自動付帯とされている。ここに本特約の問題点がある。つまり、被保険者としては、被保険自動車一台分の保険料しか支払っていないにもかかわらず、本特約によれば、保険者は被保険自動車以外の他車に関しても、被保険自動車と同様の保険保護を提供しなければならなくなる。複数台の自動車の事故を担保するのであれば、本来その危険に応じた保険料計算に基づく対価の支払いが必要であるからである。

二つに、通常の自動車保険契約は特定の一台の自動車について一つの契約という原則で成り立っていたが、本特約がそれを破ったために(註29)、保険者と被保険者の利害対立は拮抗した。保険者の本特約による担保範囲の無制限な拡大をさける意欲と、被保険者の他車の事故の保険による保護を得ようとする意欲が対立する。従って、本特約の定義規定や免責条項の解釈は、当事者の利害を調整するものとして重要な意義がある。

以上のような本特約の趣旨、沿革、あるいは特徴などを前提とし、本稿で扱うのは、他車運転危険担保特約の「被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。」という免責条項の解釈に関する判決である。

(第2章の註記)

(註1) 「自動車保険の変遷と課題」(加藤一郎、木宮高彦編『自動車事故の損害賠償と保険』(1991年12月20日初版第1刷)) 573頁による。また、同572-573頁は、このころのモータリゼーションの発展と約款の変遷について詳しく、参照した。また、この特約の沿革と変遷に関しては、西島梅治「他車運転条項」(石田満他編『保険法学の諸問題』田辺康平先生還暦記念(1980年、文眞堂)) 179-182頁。

(註2) 加瀬幸喜「他車運転危険特約」『自動車保険の法律問題』(1993年5月20日初版第2刷、金融・商事判例別冊No.3、経済法令研究会) 152頁は、他車運転担保特約の前身として、非所有自動車損害賠償危険担保特約という名称を紹介する。また同論文同頁は、この特約が導入された理由として、当

時の対人賠償責任保険の普及率の低さをあげる。

- (註3) 前掲、西島梅治「他車運転条項」181頁。
- (註4) 前掲、「自動車保険の変遷と課題」579頁。
- (註5) 前掲、加瀬幸喜「他車運転危険特約」152-153頁。
- (註6) 前掲、加瀬幸喜「他車運転危険特約」160頁は、他車運転特約とドライバー保険の相違について述べている。前掲、西島梅治「他車運転条項」180頁も同趣旨。
- (註7) 前掲、西島梅治「他車運転条項」183頁は、「他車運転条項をわが国の約款に最初に導入した当時の約款制定者は、米国のFAP約款を手本にしたと明言している。その結果、わが国の約款の文言が米国のそれに近似することになった。したがって、わが国の約款の解釈についても、米国のそれを参考にすべきであろう。」という。例えば、宮原守男「自動車保険の現状と動向」石田満・宮原守男編『損害と保険』（有泉亨監修、現代損害賠償法講座8、昭和48年3月第1版第1刷、日本評論社）186頁もFAPとわが国約款の規定の関係を指摘される。石田満・海老名惣吉編『自動車保険の基礎知識』（大森利夫筆、海文堂）310頁も同趣旨。
- (註8) 前掲、西島梅治「他車運転条項」181-182頁。
- (註9) 前掲、石田満・海老名惣吉編『自動車保険の基礎知識』310頁。
- (註10) 以上の約款の記述は、北川善太郎・新井誠他編『保険・信託契約 取引編 [IV]』（解説実務書式大系6、1997年11月20日第一刷、三省堂）98-99頁による。
- (註11) 前掲、加瀬幸喜「他車運転危険特約」155頁。
- (註12) 以上の約款の記述は、前掲、北川善太郎・新井誠他編『保険・信託契約 取引編 [IV]』98-100頁による。
- (註13) 前掲、加瀬幸喜「他車運転危険特約」153頁。
- (註14) 前掲、西島梅治「他車運転条項」180-181頁も同趣旨であり、「自動車保険は『人につける保険』ではなく『車につける保険』といわれるのも当然であり、運転者よりも車の大小や性能により多くのリスク判定のウェイトがかけられているわけである。」という。
- (註15) 以上の約款の記述は、前掲、北川善太郎・新井誠他編『保険・信託契約 取引編 [IV]』99頁による。
- (註16) 前掲、加瀬幸喜「他車運転危険特約」155頁。

自動車保険約款における他車運転危険担保特約の問題点 (1) (福島 雄一)

- (註17) 菅原謙吾「自動車保険約款の改訂」ジュリスト521号61頁(1972年12月1日)。
- (註18) 以上の約款の記述は、前掲、北川善太郎・新井誠他編『保険・信託契約取引編 [IV]』99頁による。
- (註19) 前掲、石田満・海老名惣吉編『自動車保険の基礎知識』(大森利夫筆、海文堂)313頁は、保険金の支払について、「重複契約がある場合には、・・(中略)・・いわゆる独立責任額按分方式によって支払われるが、本特約は他の自動車の保険の上積み保険として構成されている。」という。これと同旨の鈴木潔・川井健他編『注解交通損害賠償法』(青山二平筆)(昭和59年10月30日初版第2刷、青林書院)875頁は、「上積み担保」という。前掲、加瀬幸喜「他車運転危険特約」157頁は、他車運転特約の特徴として劣後的適用性という言葉で、「他の自動車に任意保険が付いている場合には、まず他の自動車に付いている任意保険が支払い、それでもなお損害が存在するときに限り他車運転特約が適用されるのである。したがって、本特約三条三項の趣旨は、上積み担保性ではなく、劣後的適用性にあると解すべきである。」という。
- (註20) 以上の約款の記述は、前掲、北川善太郎・新井誠他編『保険・信託契約取引編 [IV]』98-100頁による。
- (註21) 丸山一朗「他車運転危険担保特約にいう『正当な権利を有する者の承諾』損害保険研究62巻1号(2000年5月)206頁。
- (註22) 以上は、安田火災海上保険株式会社「新・自動車総合保険普通保険約款および特約条項」(平成11年4月保険証券改定、平成12年7月改定)による。
- (註23) 前掲、安田火災の約款の概要によれば、17条は、「車両事故に関しては、以下のいずれかの場合に、対物賠償保険の保険金額を限度に対物賠償保険金として保険金が支払われるという。1. 借りた自動車を被保険自動車とみなした場合に当該車両事故につき、この保険契約から保険金を支払うことが出来るとき、2. 借りた自動車の車両保険等から保険金を支払うことが出来るとき」と規定する。この17条で目を引くのは、次の2項の但書であり、「②前項の場合において、当会社は、車両損害の額が他の自動車の車両保険等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過する額に対してのみ保険金を支払います。ただし、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、当会社は、他の自動車の車両保険等

に優先して、損害に対して保険金を支払います。」という規定である。

- (註24) 塙氏の発言「自動車保険約款の改定と問題点」ジュリスト521号50頁(1972年12月1日)。
- (註25) 前掲、菅原謙吾「自動車保険約款の改訂」ジュリスト521号61頁。
- (註26) 鴻常夫編『註釈自動車保険約款(下)』(1995年3月30日初版第1刷、有斐閣)206頁。
- (註27) 前掲、加瀬幸喜「他車運転危険特約」153頁。
- (註28) 前掲、加瀬幸喜「他車運転危険特約」153頁。自動車保険ジャーナル平成元年8月17日号2頁も同趣旨。
- (註29) 前掲、西島梅治「他車運転条項」176頁。

第3章 他車運転危険担保特約に関する東京高裁平成11年3月25日判決

本稿で取り上げる他車運転危険担保特約の正当な権利者の承諾の意義に関する最も新しい判決は、東京高裁平成11年3月25日判決であるが、そこで採用されている論理は、その原審である長野地裁平成10年8月12日判決の採用する論理と大きく異なるものである。以下において、これらの判決を概観する。

(事実の概要)

Aは、甲会社(長野トヨタ自動車株式会社(デュオ川中島))に、下取り車として、本件自動車は無償譲渡した。この際、当該車両は、廃車予定のため、登録名義の変更も任意保険の付帯もなされずにいた。甲社の従業員は、甲社の内規で顧客への代車の貸与が禁じられているにもかかわらず、同車を、新しい車が納入されるまでの間、代車として乙社(タカ商)に無償で貸与した。このとき、甲社の従業員は、乙社の経営者Bに対して、本件車両に任意保険がついていないことを注意した。

乙社の経営者Bは、乙社名義の住宅建築のためのアメリカ人の大工CDに、

自動車保険約款における他車運転危険担保特約の問題点(1) (福島 雄一)

乙社の社用車を提供していたが、その車の故障のため、事故の前日に、甲社に無断で、本件自動車をCDに、貸与した。CDは共に、乙社の役員、従業員、あるいはその家族でもなく、乙社の仕事をしている者でもなかった。CDは、たまたま知り合ったXと観光することとなり、Bから本件車両を観光目的で使う承諾を得た。ドライブ中に、CDの求めに応じて、外国人であるCDよりも自分が運転した方が良いだろうと考えて、Xが運転を代わり、Xは運転中に、事故により被害者を死亡させた。Xは、本件事故に関して、Xの父がY農業協同組合と締結した自家用自動車総合共済契約の他車運転危険担保特約に基づき、Y農業協同組合に対して共済金請求権を有する確認を求めた。

なお、Xは、CDから本件車両を勤務先から借りていることの説明は受けたが、それ以上の権利関係については知らなかった。

以上の事実関係の下において、原判決である長野地裁は以下のように判断を下した。

長野地裁平成10年8月12日判決 (判例時報1673号108-110頁)

(原告の主張)

原告は本件で問題となっている免責条項に関して、「本件特約条項は、共済契約者の同居の親族が一時的に他人の所有する車を運転して事故を起こした場合にも、それを共済事故と見なすことにより、共済契約者及びその同居の親族の保護を厚くするものであるが、同居の親族が他人の所有する自動車を無断で運転した場合にまで保護を与える必要性はないことから本件免責条項が設けられているものである。」とその趣旨を理解する。従って、「本件免責条項は、詐取、窃取した自動車を運転したなど、その運転自体が不法、不当である場合に本件特約条項の適用を否定するものと解すべきであり、そうすると、本件免責条項にいう『使用について正当な権利を有する者』とは、所有者、使用名義人に限らず、これらの者から正当に貸与を受けた者まで含むと解するべきであ

る。」と主張する。

これによれば、甲会社、Bは共に、「使用について正当な権利を有する者」に当たり、Bは、CDに対して本件車両の使用を許諾したと考える。仮に、甲会社のみが、「使用について正当な権利を有する者」だとしても、甲会社の、乙会社又はBに対する使用許諾の範囲に、CD等による使用が含まれるとする。そして、Xが本件車両の運転を交代したのはたまたまであり、それは、CDが同乗する中で行われたので、「それはトーマスら（CDのこと・・・筆者註）による本件車両の利用の一形態ということができ、しからずとしても、原告（Xのこと・・・筆者註）の運転は、デュオ川中島又は高橋（甲会社又はBのこと・・・筆者註）が予想しうる範囲の者への又貸しであって、いずれにしても前記デュオ川中島又は高橋のした承諾の範囲内の行為であったということができると主張する。

（被告の主張）

特約条項の趣旨については、「共済契約者の同居の親族がやむを得ない事情から他人所有の自動車を緊急避難的に運転する際に起こした事故を共済事故とするものである」から、Bは1ヶ月ほどの使用期間が予定されていたので自ら任意保険を付けるべきであり、「このような場合は本件特約条項が予定するところではない。」という。

また、「正当な権利を有する者の承諾の有無については、客観的に判断すべきであり、運転者の認識がどうであったかは、事故を担保するか否かの判断を左右するものではない。」という。

甲会社からBへの貸与は、甲会社の従業員が甲会社の許しを得ずにしたものなので、Bへの貸与は、正当な権利者の承諾を得ていないという。また、Xが運転をすることは、甲会社の従業員もBも全く予想しておらず、Xは、正当な権利者の承諾を得ていないという。

自動車保険約款における他車運転危険担保特約の問題点 (1) (福島 雄一)

(判決) 請求認容

判決は、他車運転危険担保特約の趣旨について、「被共済者の同居の親族が、社会生活上様々な事情から他人の自動車をたまたま運転して事故を起こしたところ、当該自動車に任意保険が付いておらず又は当該事故について当該自動車に付された任意保険の適用がないなど、あたかも車両単位を原則とする自動車保険制度の隙間に陥ったといえるような場合に、当該事故を共済事故として取り扱うことにより、当該同居の親族をその隙間から救済しようとするものである。」と理解する。

そして、正当な権利者の承諾のない場合を免責としているのは、他車運転危険担保特約が、「被共済者の同居の親族という属人性を基礎とするものであることから」、「そのような不道德な行為をした者に対しては救済を与える必要がないという道徳的価値判断に基づくものと解される。」とする。その理由として、「当該自動車の運転について『使用について正当な権利を有する者の承諾』を得ているか否かによって、危険率（事故率）に有意的な差異が存するとは考えられないからである。」という。

そして、「当該同居の親族が当該自動車を運転するに際して、『使用について正当な権利を有する者の承諾』があるものと信じるについて合理的な理由があれば、客観的に見てそれを欠いていたとしても、道徳的に非難されるべき理由はないから、本件免責条項には該当しないというべきである。」と判示する。

以上のような原審長野地裁の論理に対して、控訴審である東京高裁平成11年3月25日判決は、まったく異なる論理を採用する。

東京高裁平成11年3月25日判決（金融・商事判例1069号28－34頁、判例時報1673号102－108頁）

(控訴人の主張)

控訴人はいくつもの主張をしているが、その中で主なものは以下であろう。

まず、免責約款の「他の自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで、その自動車を運転しているときに生じた事故」の解釈について、原判決が承諾の範囲内であると信じるについて正当の理由がある場合に本件免責条項には該当しないとした解釈は、「文理から著しく離れた解釈」であるとすする点。

また、自損事故条項の免責約款に関する最高裁昭和58年2月18日判決の趣旨にも反するとする点。それは、最高裁の、「前記免責条項にいう『正当な権利を有する者』とは、一般的には賠償保険の記名被保険者に相当する者（記名被保険者・名義被貸与者）をいうものと解するのが相当」とし、「記名被保険者の承諾を得ないで右借受人から転借して被保険自動車を運転しているときにその転借人に生じた傷害については、保険会社は保険金の支払を免れるものというべきである」といい、さらに、「同じ約款に規定されている同様の条項については同一に解するのが合理的である」と批判する。

そして、本件特約と他の保険契約との関係について、「正当な権利を有する者の承諾を得ているか否かは共済金の支払いについても有意の差異をもたらす。」という点。つまり、他車運転特約が、「他車に付された共済、保険の補充的な制度として位置づけられて」いるので、「他車の運転が正当な権利を有する者の承諾を得たものであれば、運転者は許諾被共済者、許諾被保険者として他車の共済、保険の保護を受けられ」、その際、「共済者は本件特約条項による共済金の支払い義務を免れ、又は軽減されるのである。逆に承諾を得ていなければ常に支払い義務を負うことになる。明らかに差異がある。」という。そして、原判決のような解釈は、「支払い共済金を共済者の予期に反して著しく増大させる結果となる。」といい、「無権限者による貸与や、転貸、再転貸が繰り返される場合にも、運転者に道徳的に非難される事由さえなければ保護されるとすると、本件特約条項が担保すべき範囲は無限に広がる」とし、「それは契約当事者が予測して定めた担保範囲をはるかに超えることになる」と批判する。

(被控訴人の主張)

被控訴人の主張の中で主なものは以下のようなものである。

まず、控訴人が、最高裁昭和58年2月18日判決の自損事故条項と本件免責条項を同様に解釈すべきとする点について、「そもそも自損事故に関する約款と他車運転危険担保約款は、・・(中略)・・その性質が異なる以上、免責約款の解釈が異なっても何ら不自然ではない。」と反論し、その理由は、「右最高裁判決は、自動車に付帯された生命保険的性格の特約保険たる自損事故特約の解釈において被保険者の範囲を限定するものであり、本件で争点となっている他車運転担保特約により一定範囲で契約者たる人に付帯する賠償責任の適用範囲を限定する場合とは異なる。」という点。

さらに、「本件免責条項の『正当な権利を有する者の承諾を得ない』運転という承諾の解釈を『記名所有者(実質的所有者を含む。)]の承諾に限定解釈しているが、右解釈には飛躍がある。」という点。そして、「本件特約条項の解釈は特約自体の規定趣旨から検討されるべきである。」と批判する。

また、控訴人の「承諾の有無が共済金支払いに差異をもたらす」という主張に関しては、「確かに、他車に保険が付されていれば許諾被保険者として、他車に付された共済で担保されることになるが、元々このような他車に共済が付されている場合には、本件特約条項は補充的に用いることが規定されているのであり、むしろ問題にされるべきは、他車に共済等任意の保険が付されていない場合である。」といい、「他車に任意保険等が付されていない場合でも『使用に関する正当な権限ある者の承諾』により担保することに意義があるのであって、共済金支払いにおいて明らかな差異は存在しない。」と反論する。

(判決) 原判決取消・請求棄却(上告)

判決は、他車運転条項の趣旨を、「記名被共済者、その約款所定の要件を充足する親族等に、被共済自動車以外で所定の要件に該当する自動車を一時的に運転する場合にも、対人賠償損害・対物賠償損害共済契約、自損事故条項等を

拡張して適用し、当該自動車に保険や共済が付されていない場合でも、記名被共済者、その約款所定の要件を充足する親族等を保護するとともに、そのような運転中の事故による被害者の救済を図ることを目的とするものと解することができる。」と説明する。さらに、この他車運転条項は、一台一契約の原則の例外であり、そのため、「記名被共済者、その約款所定の要件を充足する親族等が一時的に運転する自動車についても要件を絞って、保護する範囲を、他車の運転が被共済自動車の使用と実質的に同視できる場合に限定しているもの」という。

判決はまた、「被共済者が他の自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで、その自動車を運転しているときに生じた事故」という他車運転条項の免責約款の意味に関して、本件免責約款の解釈に当たっても、「他車運転条項によって保護する範囲を他車の運転が被共済自動車の使用と実質的に同視できる場合に限定するとの観点から検討すれば、被共済自動車の使用による事故については、正当な権利を有する者すなわち記名被共済者又はその承諾を得て車を使用又は管理中の者が対人賠償損害又は対物賠償損害の被共済者とされているから、他車運転条項により保護される事故は、当該自動車の所有者等の正当な権利を有する者の承諾を得て運転しているときに生じた事故に限られ、正当な権利を有する者の承諾を得ないで運転しているときに生じた事故であることは免責事由となる」とする。

そして、「他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで」という意味は、「その自動車の実質的な所有者、当該自動車に賠償保険や共済契約が付されている場合にはその記名被保険者、記名被共済者等からその自動車を使用することについて承諾を得ないでとの意味であって、承諾は明示、黙示を問わないが、実際に承諾がされなければならず、運転者が当該自動車に正当な権利を有する者の承諾があると信ずるについて正当な理由があっても本件免責条項の適用は排除されないものというべきである。」と判示する。

また、それに関連して、「正当な権利を有する者の承諾を得ないで」という

自動車保険約款における他車運転危険担保特約の問題点 (1) (福島 雄一)

文言は、自家用自動車総合共済の他に自損事故条項6条1項(ケ)、家族無共済車傷害条項6条1項(キ)、搭乗者傷害特約7条1項(ケ)、家族原動機付自転車賠償損害特約6条(エ)等で見られるが、「一つの共済契約の約款中で使用される同じ文言は、それぞれの条項毎に定義規定がある場合を除き、条項の性質による文言の読み替えはあるとしても同じ意味に解釈するのが相当である。」という理由をあげる。

判決は、本件の事実関係について、Bが、乙社とはなんの関係もないCDに本件車両を貸した事実、さらに、CDが、「休日に女性とのドライブに本件車両を使用し、前日に知り合っただけのその女性に本件車両の運転を任せるとような使用方法」を認め、これらは、「本件車両を代車として提供し、タカ商（乙会社・筆者註）の社用車として使用することを許諾した長野トヨタ自動車株式会社（甲会社・筆者註）の許諾の範囲を越えた行為であったというべきである。」と判示し、「本件事故は、本件車両の所有者として正当な権利を有する者である長野トヨタ自動車株式会社（甲会社）の承諾を得ないで本件車両を運転しているときに生じた事故として、本件免責条項に該当するものと認められる。」と結論する。

第4章 これまでの類似の判決の検討

これまでに出された他車運転危険担保特約に関する判決は多くはないが、以下では、本稿に関連のある主な判決を概観する。

(1)(2)は、他の自動車の又貸しの行われた事例であり、(3)は、又貸しは行われず、許諾権限が問題になった事例であり、(4)は、第3章の東京高裁の事件でも引用された自損事故条項に関する最高裁判決であり、それぞれ「正当な権利を有する者の承諾」の意義が問題とされた事例であり、参考になる。

(1) 又貸しの事例

青森地裁八戸支部昭和60年4月12日判決（判例時報1168号139-145頁、判例タイムズ560号273-280頁、交通民集18巻2号496-506頁）

（事実の概要）

本件加害車は、訴外Aから、被告Y1会社が下取り車として引渡を受け、所有権を取得した。被告Y1会社は、昭和55年4月初頭、Bに当該加害車を詐取された。しかし、車検証等の証書は、Y1会社の元に保管されたままであった。車を詐取されたY1会社は、行方を探し、昭和56年4月ごろ、加害車を発見した。車は、Bから、金融業者のCへ、貸金の担保として引き渡されていた。Y1会社の従業員Dが、Cに対して、詐取された車の返還を求めたところ、Bの貸金の返済が滞っていたために、元金、利息の返済がなければ返還には応じられないということで拒否された。Dは、Cに要求された金員を支払って車を取り戻しても採算に合わないため、返還を断念し、しかし、そのまま放置するとAに税金がかかるため、Cに対して名義変更か登録抹消する必要があることを示し、車庫証明書等の書類とナンバープレートの返還を求めた。この交渉中に、本件事故が発生した。なお、Cは、車検証等の書類がないことを知りながら、本件車を担保として取り、Dは、Cに、車検証等がないと車を使えないことを説明し、Cもそれを承知しだれにも使わせないと約束をしていた。しかし、Cは、甥である他の金融業者の従業員Eに担保取得時から本件加害車を日常的に使用させ、本件事故当時は、Eが同業者であり友人であるY2を乗せ集金に行った際に、Y2からの運転の交替に応じて、Y2が運転中に起こした事故である。

この事故により、X1が傷害を受け、訴外Fが死亡し、X1と訴外Fの父X2は、以下の3点を求めて訴えを起こした。一つは、Y1に対する、自賠法3条に基づく運行供用者責任の追及、二つには、Y2に対する、民法709条に基づく損害賠償請求、三つには、Y2が、Y3保険相互会社と締結した、Y2を

自動車保険約款における他車運転危険担保特約の問題点 (1) (福島 雄一)

被保険者とする、自家用自動車保険契約の他車運転危険担保特約に基づく、Y 3 に対する直接の保険金請求である。

この事案で、被告 Y 3 は、「本件は正当な権利を有する被告青森スバル (Y 1・・筆者註) の承諾を得ないで被保険者たる被告呉 (Y 2) が他人の自動車を運転していたときに生じた事故に他ならないというべきであるから、被告共栄火災 (Y 3) は右特約条項 (他車運転危険担保特約のこと・・筆者註) によって免責される。」と抗弁した。これに対して、「被告共栄火災 (Y 3・・筆者註) 主張の『正当な権利を有する者』とは、所有者のみに限らず、自賠法三条にいう運行供用者も含まれているものと解すべきところ、本件加害車の運行供用者は被告青森スバル (Y 1) と大村 (C) の双方であり、被告呉 (Y 2) は右大村 (C) の承諾を得て運転していたものであるから、被告共栄火災 (Y 3) は免責されない。」との抗弁の否認がなされた。

(判決) 一部認容 (確定)

判決は、「被告呉 (Y 2・・筆者註) は、本件加害車を大村 (C・・筆者註) から借用していた季博祥 (E・・筆者註) から又貸しされたものというべきところ、右又貸しについて大村 (C) から承諾を得た事実は本件全証拠によるも認められず、そもそも右大村 (C) は、本件加害車について『正当な権利を有する者』とは認められない。」と認定した。

その理由として、「右認定の事実によれば、前記工藤 (B・・筆者註) は被告青森スバル (Y 1・・筆者註) の前記松橋 (Y 1 の従業員・・筆者註) を欺罔し本件加害車を詐取したものであって、その権限がないのにこれを大村 (C) に借受金の担保として供したものであることが明らかであるところ、その担保が質権、譲渡担保そのいずれであれ、大村 (C) は車検証等の備付けの証書がないにもかかわらず右工藤 (B) から本件加害車の引渡を受けているのであるから、大村 (C) において工藤 (B) に処分権限がないことを知らなかったとしても、その点に過失があるといわねばならない。」という。従って、「大村

(C) が本件加害車の上に質権ないし所有権を善意取得したものと認めがたい。」という。加えて、「その後の被告青森スバル(Y1)側と大村(C)との折衝によっても、大村(C)が本件加害車の所有権を未だ取得したといえないことは多言を要しないであろう。」と判断し、「そうすると、本件においては被告共栄火災主張の免責条項に該当する事由が存することになるから、同被告の抗弁は理由がある。」という。

結論として、「その余の点について判断するまでもなく、同被告には原告主張の保険金支払義務はないというべきであるから、原告の同被告に対する本件請求は失当というほかない。」とする。

以上の理由で、原告等の被告Y3保険相互会社に対する請求は棄却された(註1)。

(2) 又貸しの事例

東京地裁昭和63年8月25日判決(交通民集21巻4号840-842頁)

(事実の概要)

訴外Aは、被告Y保険会社と自家用自動車保険契約を締結した。この保険契約には、他車運転担保特約が付されており、記名被保険者、その配偶者又は記名被保険者の同居の親族が被保険者とされていた。Aの同居の長男Xが原告である。

本件自動車は、Bが代表者を務める、甲有限会社の所有する自動車であり、専らBが会社の業務のために使用していた。本件自動車は、Bの自宅から数十メートルの駐車場に置かれ、鍵は、日頃から、Bの自宅玄関内の下駄箱上にあるスリッパ置き裏のフックに掛けられていた。Bの長男Cは、甲会社の仕事に従事したことはなく、運転免許も有していない。事故以前にも、Cは、本件自動車の鍵を持ち出し、自ら同乗して、友人に運転させたことがあり、このことに気づいた折には、Bは、Cに対して、無断で使用しないよう厳しく注意を

自動車保険約款における他車運転危険担保特約の問題点 (1) (福島 雄一)

与えていた。

事故当日には、Xは、友人D、EとB宅にCを訪ね、本件自動車やオートバイを乗り回して遊んでいた。そして、Xは、本件自動車の鍵を友人Dから受け取って、運転をし、他の友人方に向かう途中で、交差点脇の信号機の支柱に衝突し、Cが死亡した。Xは、Y保険会社に対して、他車運転危険担保特約に基づき、本件事故によるCの死亡についての損害賠償責任額と同額の保険金請求権を取得することの確認を求めた。

なお、本件事故について、前述の場所から鍵を持ち出したのは、Cであるが、その際Bの明示の承諾は得ていないという。

(判決) 請求棄却

請求棄却をするにあたり、判決は理由の中で次のように述べている。つまり、「本件免責条項の承諾には、黙示の承諾も含むものと解するが、・・・(中略)・・・原告が本件自動車を運転するについて、誠司(Cのこと、筆者註、以下同じ)の承諾は得ていたものの、誠司(C)は本件免責条項にいう正当な権利を有する者ということとはできず、正当な権利を有する者である広木製作所(甲会社)の代表者原告補助参加人誠(B)の承諾については、明示的にはもちろん、黙示的にもこれを得ていなかったものと認めるのが相当である。したがって、原告(X)は正当な権利を有する者の承諾を得ないで本件自動車を運転しているときに、本件事故を惹起したものとわざるをえず」といい、理由なしとして棄却された(註2)。

(3) 又貸しが行われていない事例

鳥取地裁昭和53年6月12日判決(交通民集12巻5号1222-1226頁)

(事実の概要)

原告Xは、昭和50年12月4日午後10時50分頃、甲会社所有の自家用普通乗用

車を運転中、対面歩行するAに車で衝突し、死亡させた。そして、Aの相続人B等から損害賠償請求を受け、全損害額2600万円のうちから、自賠責保険により支払われた金額を控除した残額1099万9440円について支払う旨示談した。本件は、Xが、家庭用自動車保険契約を締結していたY保険会社に対して、他車運転条項に基づき保険金の支払を求めた事件である。

当時の具体的な事情としては、Xは、バス会社の操車係で車掌の配置の仕事をしていて、事故当日、10時に勤務を終え、会社の寮に行こうとしたとき、同僚に自宅まで送るように頼まれ、X所有の日常通勤に使用する自動車を駐車場から出そうとすると、出口に駐車してある車がじゃまであったので、当直の主任Cから承認を受け、本件自動車を借り受け、同僚を乗せて送り届ける途中の事故であったという。

(判決) 請求認容

被告Y保険会社は、いくつかの抗弁を提出しているが、その中の一つで、「右他車運転条項には、『使用について正当な権利を有しない他の自動車を運転しているとき』には、保険金を支払わない旨の定めが付されている・・・(中略)・・・ところ、原告は、本件事故当時会社に無断で本件自動車を持ち出し運転していたのであって、これにつき正当な権利を有しなかったものである。」と主張する。

この抗弁に対して、「村田(Cのこと・・・筆者註)は、バス営業課所属の点呼執行者(主任)で、夜間当直中は運行管理代理者として同課所属の自動車を管理する立場にあり、従業員に対して本件自動車の使用を許諾する権限をも有していたものと認められ、これに反する証拠はない。したがって、原告が本件自動車の使用について正当な権利を有しなかったものということとはできない。」と請求認容を理由づけるのである。

本件の特徴は、他の自動車の又貸しの事例ではない点であろう。従って、議論の焦点は、他車の使用を許諾した者Cに、許諾権限があるのかという点であ

自動車保険約款における他車運転危険担保特約の問題点(1)(福島 雄一)

る。そして、本件では、運行管理代理者として許諾権限ありとされた(註3)。

(4) 自損事故条項における「正当な権利を有する者」の意義に関する事例
最高裁昭和58年2月18日第2小法廷判決(判例時報1074号141-145頁、交通民集16巻1号1-14頁)

(事実の概要)

Aは、Y保険相互会社との間で、昭和53年10月20日に、A所有の本件自動車について、自家用自動車保険契約を締結した。その契約では、自損事故に関して、保険金額は1000万円とされていた。また、免責条項として、「保険会社は、被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車を運転しているときに、その本人について生じた傷害については、保険金を支払わない。」旨規定されていた。

AとBは、同じ大工の棟梁の下で働いており、事故の当時は施宅に泊まり込みで仕事をしていた。BはAから当該車両を借り受け、自宅に運転して帰った夜に、Xを含む数人の友人と雑談をしていた際、Xが、Bから了解を得て、当該車両を運転して、飲み物を買に行く途中で、石垣に激突して死亡するという本件交通事故が発生した。

(判決) 破棄自判

判決は、原審の立場にふれて、「原審は、上告人は本件免責条項にいう『正当な権利を有する者』とは記名被保険者に相当する者(記名被保険者、名義被貸与者)を指す旨主張するが、記名被保険者から被保険自動車を借りてこれを使用する者も、一般に同車を使用するについて正当な権利を有する者であることが明らかであるから、記名被保険者が転貸することを禁じて使用を許したというような特段の事情のない限り、借受人の承諾を得て被保険自動車を運転した者は、正当な権利を有する者の承諾を得た者に該当すると解するのが相当で

ある旨説示した」、といい上告人の免責の抗弁を認めなかったと説明する。つまり原審によれば、転借人も「正当な権利を有する者」の承諾を得たこととなる。

これに対して、本判決は、以下のような原審を覆す論理を展開する。それは、「本件免責条項は、被保険者の範囲を保険契約の当事者が保険契約締結当時通常被保険自動車を使用するものと予定ししかもその者の損害を保険によって填補するのが相当と料される記名被保険者及びこれに準ずる正当な使用権限者に限定しようという趣旨で定められたものと解すべきであるから、前記免責条項にいう『正当な権利を有する者』とは、一般的には賠償保険の記名被保険者に相当する者（記名被保険者・名義被貸与者）をいうものと解するのが相当であり、したがって、記名被保険者から借り受けて被保険自動車を運転しているときにその借受人について生じた傷害については、保険会社は保険金の支払を免れないが、記名被保険者の承諾を得ないで右借受人から転借して被保険自動車を運転しているときにその転借人について生じた傷害については、保険会社は保険金の支払を免れるものというべきである。」とし、保険者の免責を認めた（註4）。

この判決は、自損事故条項に関するものであり、本稿で取り上げる他車運転危険担保特約と直接の関係はないように思われるかもしれないが、特約ではなく普通保険約款に組み込まれている自損事故条項においても、例えば「被保険者が、被保険自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害」（註5）を免責としており、「正当な権利を有する者の承諾」という文言の解釈が問題になる点で共通する。従って、同一約款の中で同一文言は同じ意味に理解すべきであるという要請が当然働くのであると考えれば、その意味で他車運転危険担保特約の解釈においても、自損事故条項の文言解釈が、参考になることになる（註6）。

なお、このケースは事案としては、転貸が行われているのであるが、自損事故条項における「正当な権利を有する者の承諾」の意味の確定に重点があるの

自動車保険約款における他車運転危険担保特約の問題点 (1) (福島 雄一)

で、本稿では又貸しのケースとあえて一緒にはしなかった。

以上のように、他車運転危険担保特約の「正当な権利を有する者の承諾」に関連する判決をいくつか概観したが、そこには一定の共通した見解がみられる。

それは、「正当な権利を有する者の承諾」の承諾権者は、記名被保険者、所有者等、およびこれに準ずる者であり、記名被保険者から車両の使用を許された正当な借受人が承諾権者になるかについては、この者からさらに借り受けた者等を考えると、際限なく被保険者の範囲が拡大し、本特約の趣旨に反するとして、制限的に解する傾向にあるといえる。そして、これらを前提として、転貸、再転貸が行われた場合の本特約の適用の可否については、正当な承諾権者の承諾の中身から、転貸の意思の存在を認定しようとするものであろう。

また、最後の(4)のケースに関しては、同一の約款における同一文言の解釈については、統一的に理解することが強調されよう。

疑問に思うのは、他車運転危険担保特約をめぐる判決が思いの外少ないことである。車両の利用形態として、他車を運転するというのは日常的に行われていることであり、もしそうであるならば、判決もそれなりに集積してもおかしくはないからである。これは、他車の運転者が許諾被保険者として扱われて保険保護を提供されているためなのか、この特約の運営が上手になされているからなのか、理由は定かではない。

(第4章の註記)

(註1) 石田満「他車運転特約にいう『正当な権利を有する者』」ジュリスト923号(1988年12月1日)89-90頁によれば、本件判決について、「E(C・・・以下筆者による読み替え)から自動車を日常的に使用することを認められていたF(E)との交替運転であり、本事案では、F(E)とY1(Y2)とは共同して本件自動車を運行の用に供していたと構成できるのであり、たまたまY1(Y2)が本件自動車を運転している間におきた事故であるとはいえ、判旨が、これをE(C)から本件自動車を借用していたF(E)

から又貸しされたものというべきであるとする点においては無理があるといわざるを得ない。」と批判し、「ただ、E (C) は、担保として取得以来、本件自動車を日常使用させていたというのであり、したがって、E (C) は、F (E) に包括的な承認を与えていたとも解されるのであり、この点に関する限りは、Y 1 (Y 2) は、E (C) の承認を得て本件自動車を使用していたと解することができる。」という。すると問題は、E (C) が免責条項の「正当な権利を有する者」に当たるかどうかということになると指摘する。そして、「登録自動車につき即時取得を認めるとしてもE (C) において過失がある以上は、E (C) は『正当な権利を有する者』にあたらないと判断され、かつF (E) がE (C) から自動車の包括的な使用の承諾を与えられており、F (E) について『正当な権利を有する者』にあたるか否かを判断すれば足りるとしても、E (C) が正当な権利を有する者にあたらない以上、結局はF (E) も同じく正当な権利を有する者にあたらないことになる。」という。すると、Y 1 (Y 2) の運転は、正当な権利者の承諾のないものとなり、Y 1 (Y 2) は、Y 2 (Y 3) 保険会社に他車運転条項による請求はできないし、従ってX 1 等が直接Y 2 (Y 3) 保険会社に請求することもできないという。以上のように、論理構成が異なるが、結論としては判決と同じになる。

(註2) 本件もそのベースにある考え方は、正当な権利を有する者を「実体法上の承諾権限を有する者」(和根崎直樹「他車運転危険担保特約」、金澤理・塩崎勤編『損害保険訴訟法』(裁判実務大系第26巻、1996年11月初版1刷、青林書院)430頁)であると考えていることであろう。本件では、Bということになろう。そして、判決は本件を又貸しとみているので、Bは日頃からCに自動車の無断使用を注意し、事故当日もCに承諾を与えていないことが認められるから、Cは正当な権利者とはいえず、そのようなCからの承諾で本件自動車を借り受けて運転したXは、免責条項により、保険金を請求できないことになる。

また本件判決で注目すべきことは、正当な権利者の承諾が、明示だけではなくて、黙示でも可能であることを明言したことである。本件判決の事実関係にそって考えてみれば、一般論として、論理的には、鍵の保管場所や自動車の保管状態等により正当な権利者の黙示の承諾を認めることもあるいは可能なのであるが、本件では、Bの日頃の言動やCが免許証を有

自動車保険約款における他車運転危険担保特約の問題点 (1) (福島 雄一)

していないこと等を考えあわせれば、黙示に承諾はしていないことは容易に想像がつく。

(註3) 他車運転危険担保特約に関する事例では、何らかの理由で自分の被保険自動車を使用できずに他車を借用するわけだが、本件では、自分の被保険自動車を利用できない理由が、他の車が邪魔で自分の車を駐車場から出せないということであり、もともと他車運転危険担保特約が、ファミリーユースを想定し、車が故障したり、家族が使用しているために、被保険自動車が利用できないというケースでの利用を考えているのであり、被保険自動車が利用できない理由は様々考えられるが、本件は、その一つの例示になるろう。

(註4) 上告理由は、原審の解釈が被保険者の範囲を際限なく拡大することを批判して様々な理由をあげているが、主な主張は以下のようである。

まず、「これは自損事故条項という契約によって特に付与した保険であり、
・・・(中略)・・・特段の趣旨や特約の内容を深く吟味して解釈適用すべきである。災害保険のように不特定の第三者を被保険者とするものでもなく、被保険者の範囲はあくまで特定性の範疇にある者に限定すべきである。」といい、具体的には、「右契約の本質上『被保険自動車の使用について正当な権利を有する者』とは、一般的には賠償保険の記名被保険者に相当する者(記名被保険者・名義被貸与者)を指すもので、いやしくも賠償責任つまり保有者や運行供用者の範囲より拡張されるべきではない。」と主張する。

このように狭く解釈する理由として、一つに、「記名被保険者は本来所有者自体がなるべきでその例がほとんど絶対多数であるが、・・・(中略)・・・保険契約締結の際実質的に被保険自動車を使用・管理している者もなり得るが、前記『被保険自動車の使用について正当な権利を有する者』とは典型的・類型的にこれらの範囲内の者を指すものと解すべきである。つまり保険契約者にとって保険契約の締結の際、当然使用管理が予定ないし予測された者の範囲である。」という。

また二つに、「一時的・個別的に記名被保険者の承諾を得て、被保険自動車を使用・管理する者は許諾被保険者であり、通常自動車の使用を承諾する場合には、無条件に承諾するのではなく、使用目的・使用場所・使用期間・使用する人などの条件が付されていると考えるべきであるから、転貸の場合などは条件に反していると解すべきである。したがってこれらの条

件に反して使用した者は許諾被保険者にも相当しない。」という。

さらに、原判決の転貸を許容する論理を批判して、「この論理を進めて行けば、転借者もまた同車を使用するについて正当な権利を有する者となり、これから借り受けた再転借者も亦正当な権利を有する者の承諾を得た者に該当することになる。更に同様な論理の繰返しによって、幾らでもその範囲が拡張していくことになるが、このようなことは到底同約款の予定していないところであり、かかる解釈の論理自体が誤っていることは明白であろう。」とする。そして、『『正当な権利を有する者の承諾を得た者』とは記名被保険者から直接に承諾を得たか、ないしこれに準ずる場合に限るとみるべきである。』と結論する。

- (註5) 安田火災・自動車総合保険普通保険約款および特約条項（平成10年5月改訂）第2章 自損事故条項第3条1項3号参照。
- (註6) 例えば、前掲、石田満「他車運転特約にいう『正当な権利を有する者』」ジュリスト923号89-90頁は、本件最高裁判決を紹介して、「他車運転危険担保特約の上記の免責条項についても同様に解釈してよい。」という。